

第7次芦屋すこやか長寿プラン21計画達成状況について(平成27年度～平成29年度)

【評価基準】A:達成している(100～80%), B:ある程度達成している(80～50%), C:達成していない(50～0%)

基本目標 1		高齢者を地域で支える環境づくり			
施策の展開方向 1-1		高齢者の総合支援体制の充実			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
(現状) 高齢者生活支援センターを市内4か所に設置。保健福祉センター内に総合相談窓口やその他の相談事業を整備。 (課題) 今後は医療と介護保険事業関係機関が連携し支援体制を整備する。	A 総合相談支援事業の推進	90	① 介護保険の認定申請や施設利用に関すること、保健・医療・福祉サービス、ボランティアの利用など、高齢者や家族からのさまざまな相談に応じ、必要なサービスの適切な利用を支援する。 ② 介護保険サービス以外の生活支援サービスと連携を図り、介護支援の充実を図る。	①②高齢者生活支援センターに入る相談先は「本人」、「家族」、「介護支援専門員」が多い。また、相談内容は「介護保険に関すること」、「健康(保健・医療)に関すること」、「地域資源に関すること」が多く、平成29年度より「総合事業」が開始され、新たな相談内容ができたことにより、全体の相談件数は増加している。また、高齢者の増加に伴い相談対応者数も増加するため、体制を整備することが重要と考えられる。	B
	B 医療・介護連携の推進	90	① 医療機関、診療所、ケアマネジャーなど支援者が連携し、病院から在宅等への移行をスムーズに行うための退院支援に努める。 ② 介護サービス事業者や訪問看護ステーション、医療機関、民生児童委員、芦屋健康福祉事務所、ボランティア等の関係機関との連携の強化。 ③ 福祉現場と医療現場の課題と対応策を協議するため、市立芦屋病院との情報交換会を定期的実施。 ④ 地域発信型ネットワークを通じて医療と介護の連携を強化。 ⑤ 医療・介護連携の具体的な取り組みを進めるため医師会、歯科医師会、薬剤師会と高齢者生活支援センターやケアマネジャー等との定期的な交流を実施。 ⑥ 医療関係者と介護保険事業関係者による、市内の在宅医療提供体制等の課題抽出を目的とした会議体を運営し、在宅医療と介護保険の連携基盤について検討。	①平成28年度から取り組んできた退院調整ルールについて芦屋健康福祉事務所、地域包括支援センター、ケアマネジャー、病院が中心となり、芦屋市・西宮市における共通ルールの策定に向けて西宮市と合同で検討を重ね、最終合意し、平成30年1月より運用を開始した。 ①②⑥市立芦屋病院の地域連携室で入退院支援や外来医療相談を実施している。また、平成28年度より医師会医療センター内に開設した「在宅医療・介護連携支援センター」にて医療・介護連携に関する相談受付、対応を行っている。また、民生児童委員の定例会や高齢者部会等で、医師や高齢者生活支援センターを講師として医療連携に関する研修を実施している。 ③平成27年度から開始した市内3病院の連絡会に参加し情報共有、意見交換を行っている。 ④地域発信型ネットワークの会議への医師、薬剤師等の参加を通じて、地域住民、専門職の関係づくり、課題の共有を行った。 ⑤医師・ケアマネジャー等多職種参加の認知症研修会・交流会や、芦屋病院の医療系研修会へのケアマネジャーの参加、芦屋病院医師がケアマネジャー向け研修の講師を務めるなど、随時交流が図られている。また、地域ケア会議等に医療従事者の参画を得て在宅での連携を図り地域包括ケアに向けた取り組みを進めた。	B
	C 相談窓口における連携強化	90	① 高齢者生活支援センター、権利擁護支援センター、障がい者相談支援事業、障がい者基幹相談支援センター、市役所窓口による相談内容の共有化など、横断的な連携体制の確立に取り組む。	①市の窓口で相談を受け、各支援機関につなぐ際に、連携し、相談者の負担にならないよう配慮するとともに、情報を共有することで相談者に適切に対応できるよう心掛けた。	A

第7次芦屋すこやか長寿プラン21計画達成状況について(平成27年度～平成29年度)

【評価基準】A:達成している(100～80%), B:ある程度達成している(80～50%), C:達成していない(50～0%)

施策の展開方向 1-2		高齢者生活支援センターの機能強化			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
<p>(現状) 高齢者生活支援センターに3職種に加え、「スーパーバイザー」を配置。「基幹的業務担当」が各センターの質的向上を図っている。</p> <p>(課題) 今後地域包括ケアシステムの構築のため新たな事業を展開。センターの機能に応じた柔軟な人員体制や職員のスキルアップが必要。</p>	A 高齢者生活支援センターの体制強化のための方策	91	<p>① 高齢者生活支援センターの機能強化や職員のスキルアップを図るため、精道高齢者生活支援センターに配置している基幹担当を2名配置、体制を強化する。</p> <p>② 高齢者支援に関わる社会資源等(既存サービス、担い手、住民ニーズ)を把握し、地域ごとに必要なサービスを計画的に整備するため、高齢者生活支援センターによる地区診断の実施支援。</p> <p>③ 介護サービス事業者、訪問看護ステーション、医療機関、民生児童委員、芦屋健康福祉事務所、ボランティア、住民組織との連携により、活動内容の充実を目指す。</p> <p>④ 新しい総合事業創設に対応するため、高齢者生活支援センターの職員に対して、地区診断や地域福祉の推進方法、生活支援サービス等に関するスキルアップを図る。</p>	<p>①平成27年4月より基幹担当を2名継続配置している。</p> <p>②本市で把握している圏域毎の高齢者人口や要介護認定者数等を各高齢者生活支援センターに提供し、地域アセスメントをするために各圏域の概況を作成した。</p> <p>③④高齢者生活支援センターの職員の資質の向上のために、国、兵庫県及び各団体からの研修参加の案内をすることや自主的に研修や連絡会に参加するよう促した。</p>	A
	B 包括的・継続的ケアマネジメントの推進	92	<p>① 高齢者生活支援センター職員による事業所訪問や交流会等を開催し、ケアマネジャーが高齢者生活支援センターに相談しやすい環境整備に努める。</p> <p>② ケアマネジャーが個々では解決できない支援困難事例への助言指導や、介護保険サービスの利用者からの苦情相談等に的確に対応できるよう、ケアマネジャーの資質や専門性の向上を目的とした研修を充実するとともに、地域ケア会議における関係者の共通理解と対応の向上を図る。</p>	<p>①ケアマネジャーが、高齢者生活支援センターに相談しやすい環境を整えるため、4センターの主任ケアマネジャー主催で市内の居宅介護支援事業所の3年未満のケアマネジャーを対象に、フレッシュケアマネジャー交流会を開催した。</p> <p>②ケアマネジャーが、個々で解決できない困難事例を各高齢者生活支援センターを中心に地域ケア会議を実施することで、関係者間の共通理解と対応の向上を図った。</p>	A
	C 高齢者生活支援センターの効果的な運営支援	92	<p>① 高齢者生活支援センターの運営に関する継続的な点検・評価の強化を支援し、適切な情報公開に向けての準備を進める。</p> <p>② 高齢者生活支援センターが管轄する地域における「人口動態」「社会資源」「緊急災害時要援護者台帳」等の基礎データの提供。</p>	<p>①②各高齢者生活支援センターへ随時情報を提供することで、「圏域の概況」を作成した。また、月1回高齢者生活支援センター連絡会を開催し、市と各センターとの情報共有も行った。</p>	A
	D 地域ケア会議の運営管理(PDCA)の向上	92	<p>① 芦屋市地域ケア会議設置運営ガイドラインに基づいた、地域ケア会議の運営。</p> <p>② 地域ケア会議等で地域課題を把握し、芦屋市地域発信型ネットワークを通じて、地域にフィードバックする等地域との連携を図る。</p> <p>③ 個別の課題から地域づくりや社会資源の開発、政策形成につなげるための仕組み(PDCAサイクル)を確立。</p>	<p>①ガイドラインに基づき、各高齢者生活支援センターが実施している。</p> <p>②③地域ケア会議にて、地域課題として認識することはできたが、地域へフィードバックする体制には至っていないため、PDCAの確立をすることが課題である。</p>	B
	E 高齢者生活支援センターの周知	92	<p>① 市の広報紙やホームページ、パンフレットの活用など、多様な方法による継続的な周知。</p> <p>② 高齢者生活支援センターの役割や機能を誰もが知ることができるよう、地域の掲示板、医療機関、薬局、商店等生活に身近な場所でポスターの掲示等を行うとともに、幅広い関係機関や団体等との連携による効果的な周知の実施。</p> <p>③ 地域への積極的な情報提供や、住民組織等との交流や連携をより一層強化し、地域の身近な相談窓口としてのイメージの定着を図る。</p> <p>④ 保健福祉センターで開催するあしや保健福祉フェア等の行事でのPR活動を充実し、高齢者生活支援センターの知名度向上を図る。</p>	<p>①市からは広報紙、ホームページ及び平成29年度より介護サービス情報公表システムを利用し周知に努めた。また、各高齢者生活支援センターがチラシを配布した。</p> <p>②福祉フェア等のイベント時にポスター掲示を行い周知した。</p> <p>③市役所が受けた出前講座の講師としての出張や認知症サポーター養成講座開催時に周知し、また、小地域福祉ブロック会議に、市職員、高齢者生活支援センター担当者が出席し、住民からも相談しやすいイメージの定着を図った。</p> <p>④保健福祉センターで開催されたあしや保健福祉フェアでPR活動を実施し知名度向上を図った。</p>	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21計画達成状況について(平成27年度～平成29年度)

【評価基準】A:達成している(100～80%), B:ある程度達成している(80～50%), C:達成していない(50～0%)

施策の展開方向 1-3		芦屋市地域発信型ネットワークの充実			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
<p>(現状) 地域発信型ネットワークに社会福祉協議会と高齢者生活支援センターで取り組んでいる。「救急医療情報キット」は全市的な広がりを見せている。 現在小学校区単位の「小地域福祉ブロック会議」と「中学校区福祉ネットワーク会議」が設置され市民と専門職と行政が協働して課題に取り組んでいる。</p> <p>(課題) 高齢者生活支援センターが担う「地域ケア会議」を活性化させネットワークの充実を目指す。</p>	A 小地域福祉ブロック会議の充実	95	① 自治会等の地域住民, 民生児童委員, 福祉推進委員, 老人クラブなど地域活動に関するネットワークをより強化し, 地域の方々と共に考え, 社会資源を活用した地域づくりを行う体制づくりの推進。	①各町の地域白書の作成に取り組み, 地域の課題を再度見直し, 既存の社会資源を活用し, どのような解決への取組を行うことが可能か協議を行った。また, 以前地域発信型ネットワークから課題として挙げられていた認知症に関する取組として, 認知症地域支援推進員による「認知症当事者の思いを知るキャンペーン」を実施し, 当事者や事業者へのアンケートやインタビューを行った。認知症ケアネット作成プロジェクトを発足し, 認知症ケアネットの作成に取り組んだ。	A
	B 中学校区福祉ネットワーク会議の充実	95	① 生活圏域における課題の共有, 対応策の検討, 情報の集約。 ② 地域ケア会議との連携を図り, 自立支援協議会実務者会や要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議と連動し, 個別支援から抽出された共通する地域課題について共有, 検討。	①②地域の社会資源の把握のために行う地域白書の作成について, 小地域福祉ブロック会議を23回, 中学校区福祉ネットワーク会議を2回開催し, 学識の方に講演等をいただき, 年間1,126人の方に参加をいただいた。また, 地域発信型ネットワークの仕組み等について学識の方から評価・助言をいただき, 来年度以降の取組方法について検討を行った。	A
	C 地域ケア会議による「地域包括ケア」の推進に向けた幅広い分野との連携強化	95	① 課題が複雑化したいわゆる困難事例の処遇検討や, 関係者への対応方法に関する情報提供を含め, 個別支援から抽出された共通課題や地域課題について, 中学校区福祉ネットワーク会議と連携して解決策を検討し, 本市における地域包括ケア推進の中核的な会議体として機能するよう保健・医療・福祉・介護等の関係機関との連携の強化。 ② 「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会」との連携による本市における高齢者の権利擁護支援体制の強化。	①困難事例を地域ケア会議で, 保健所や警察, 民生委員等の支援者間で情報共有し支援について検討しているが, 中学校区福祉ネットワーク会議と連携した解決策を検討するまでには至っていないため, 連携の強化が課題である。 ②養護者による高齢者虐待対応マニュアルの改訂をし, 平成30年度にマニュアルを利用した研修をケアマネジャー及び高齢者生活支援センター向けに予定している。	B
	D 高齢者セーフティネットの整備	95	① 高齢者の緊急時の安全確保と不安解消を目的として, 小地域福祉ブロック会議(旧小地域ブロック連絡会)の地域の取り組みから全市域に広がった「救急医療情報キット」の普及・啓発についての取り組みを継続。 ② 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング等)に居住する高齢者を対象に, 生活支援員(LSA)を派遣する高齢者住宅等安心確保事業と地域での見守り事業等との連携について検討。 ③ 災害復興住宅に居住する高齢者を対象に高齢者世帯支援員(SCS)が訪問や交流を行う高齢者自立支援ひろば事業に代わる取り組みとして, 地域発信型ネットワークにおいて培ってきた地域における既存の取り組みを活かし, 支援対象者の見守りや交流が図られるよう検討。 ④ 高齢者生活支援センターを中心とした高齢者の把握, 老人クラブや民生児童委員等の地域住民や地域団体等による声かけや訪問など, 多様な活動を促進。 ⑤ 民生児童委員の活動により作成した緊急・災害時要援護者台帳について関係機関との連携による継続的な更新方法の検討とともに, 個人情報保護に留意した上で, 消防, 高齢者生活支援センター, 社会福祉協議会, 自治会, 自主防災会等の幅広い分野での活用や共有。	①継続して希望者・団体に配布した。また, 社会福祉協議会と協働し, 市のイベント(敬老会等)でブースを設けたことや出前講座にて説明する等の普及・啓発を行うことで「救急医療情報キット」を普段知る機会がない方への周知に取り組んだ。 ② 毎月生活支援員(LSA)及び高齢者生活支援センターと会議を実施し, 情報共有を行うことで, 支援が必要な高齢者への見守り等について連携することができた。 ③ 「地域見まもりネット」等の見守り事業や「高齢者生きがい活動通所支援事業」等の健康作り・コミュニティ作りの事業に移行し, 支援対象者の見守りや交流が図られる体制づくりを行った。 ④ 各機関や団体の活動を支援した。 ⑤ 関係機関が緊急・災害時要援護者台帳の情報を活用や共有できるよう, 台帳を基に「災害時要配慮者名簿」を作成し, 個人情報保護に留意した上で関係機関に配布した。また, 台帳と地図を連携するシステムを導入し, 関係機関の台帳活用を支援した。	A
施策の展開方向 1-4		地域での見守り体制の充実			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
<p>(現状) 1人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており, 要介護認定者も増加している。多くの高齢者は地域活動に参加していない方も多く周囲の地縁団体等が地域の見守り活動を実施している。 平成26年度から協力事業者による地域見守りネット事業を開始した。</p> <p>(課題) 今後は見守り事業の一層の推進と住民主体の見守り活動の体制強化が必要。地域活動の担い手を掘り起し元気な高齢者も参加しやすい環境整備が必要。</p>	A 日常的な見守り体制の整備, 充実	97	① 民生児童委員による緊急・災害時要援護者台帳を活用した地域の見守り活動や自治会, 住民, ボランティア等の住民主体の見守り活動を支援するとともに体制を整備する。 ② 地域人材を発掘し, 住民活動の担い手を育成して, ニーズに合った活動環境の整備に努める。 ③ 定期的な安否確認・緊急対応の充実を図る。 ④ 社会資源を活用した「地域見まもりネット」の充実を図る。 ⑤ 住民主体による地域における認知症見まもりネットワークを構築し, 活動に対する支援を実施。 ⑥ ひとり暮らし高齢者等に対する老人クラブによる友愛訪問や見守り活動の促進。	①緊急時の要配慮者名簿については全町の民生児童委員に提供することができた。(民生児童委員不在の町は除く) また, 民生児童委員の地道な訪問活動により, 要援護者台帳を活用した日常の見守り活動は継続して実施できている。 ② 地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動を通じて担い手の発掘を行った。また, 保健福祉フェアにおいて毎年「地域福祉アクションアワード」を開催し, 様々な住民活動の取組の発表を行うことで住民活動参加の意識の醸成を図った。 ③ 関係機関や協力者等と協力しながら日常的な見守りに努めている。 ④ 「地域見まもりネット」の参加事業者の増加に努めた。(平成30年3月31日現在126事業所) ⑤老人クラブ等の団体が日常活動の中で見守りネットワークを構築した。 ⑥老人クラブが活動推進強化事業として取り組んでいる。	A
	B 地域間の連携と情報共有の仕組みの構築	98	① 地域発信型ネットワーク会議での小地域福祉ブロック(地区)間の連携と情報共有を強化し, 認知症高齢者の徘徊等, 地域の横断的な課題解決に努める。	①認知症地域支援推進員による「認知症当事者の思いを知るキャンペーン」を実施し, 当事者や事業者へのアンケートやインタビューを行った。認知症ケアネット作成プロジェクトを発足し, 認知症ケアネットの作成に取り組んだ。	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21計画達成状況について(平成27年度～平成29年度)

【評価基準】A:達成している(100～80%), B:ある程度達成している(80～50%), C:達成していない(50～0%)

施策の展開方向 1-5		高齢者の権利擁護支援の充実			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
<p>(現状) 権利擁護支援センターは、相談から支援までを総合的に行っているが十分に周知されていない。</p> <p>(課題) 高齢者の権利侵害に当たる高齢者虐待に関する対応は、家族単位の支援が不可欠で早期発見と相談窓口につなぐ地域の協力が必要。今後は「権利擁護」の啓発と「成年後見制度」の周知が必要</p>	A 相談体制の充実及び関係機関との連携	100	<p>① 権利擁護支援センターと高齢者生活支援センターの連携強化による権利擁護支援の充実を図る。</p> <p>② 高齢者の権利侵害への対応について、協働で課題を解決する取り組みを推進するためにトータルサポートの仕組みを通じて、市役所内の連携を強化するとともに関係機関や地域等との連携を推進。</p>	<p>①権利擁護専門相談の活用など、日頃から両センターで連携し、相談支援を行っている。</p> <p>②高齢介護課、障害福祉課、地域福祉課、高齢者生活支援センター、障がい者機関相談支援センター、権利擁護支援センターと共に、「養護者による虐待対応マニュアル」の改訂に向けてワーキングチームで取り組んだ。</p> <p>③虐待モニタリング会議 高齢者:各高齢者生活支援センターごとに年2回(9月・3月予定)、高齢介護課、地域福祉課、権利擁護支援センターと共に実施。 障がいのある人:年2回(7月、3月予定)、障害福祉課、地域福祉課、障がい者基幹相談支援センター、権利擁護支援センターと共に実施。</p>	A
	B 権利擁護に関する情報提供の強化	100	<p>① 権利擁護支援センターと高齢者生活支援センターの効果的な周知。</p> <p>② 権利擁護意識を醸成(広報紙やビデオなどの活用)。</p> <p>③ 福祉サービス等利用援助事業や成年後見制度の利用について、普及啓発を強化。</p>	<p>①各センターのリーフレット等の配布。</p> <p>②③権利擁護支援者養成研修の実施を行い権利擁護意識の醸成に取り組んだ。また、平成30年2月17日には権利擁護支援フォーラムを開催。また、地域においては、紙芝居やクイズを用いた小地域権利擁護啓発研修を実施。</p> <p>③権利擁護支援センターにて作成した成年後見に関するリーフレットを配布。</p>	B
	C 権利擁護支援システムの構築	100	<p>①「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会」において高齢者の権利を守るための具体的な支援策を検討。</p> <p>② 地域における権利擁護支援の担い手(第三者後見人など)の養成と活動の場の拡充を図る。</p> <p>③ 権利擁護の普及啓発や地域での見守り、権利侵害の早期発見機能の向上を目指す。</p>	<p>①芦屋市権利擁護支援システム推進委員会において、「養護者による虐待対応マニュアル」の改訂に向けて取り組んだ。</p> <p>②権利擁護支援者養成研修を実施し、23名が受講。(2月17日修了)人材バンクに多くの方に登録していただけるよう働きかけた。研修修了者のためのスキルアップ研修を開催し、前年度までの受講生の参加を促した。</p> <p>③社会福祉協議会と協働で、地域の会議体にて小地域権利擁護啓発研修(「権利擁護」のワークショップ)を行い、地域住民の「権利擁護」の理解を深め、近隣住民の変化に気づいて適切な機関につなぐことで、支援が必要な人の課題の重症化予防が可能であることを普及・啓発。(29年度5地区で実施)</p> <p>④介護相談員派遣事業についてあしやトライあんぐるにて周知を行った。</p>	B
	D 権利擁護の意識を高める取り組みの推進	100	<p>① 関係機関や専門職員の知識の習得や啓発の促進。</p> <p>② 権利侵害や虐待防止を目的とした本人や家族、地域市民への啓発。</p>	<p>①虐待対応について理解を深めるため、行政や関係機関向けに研修を計5回実施。(うちSV研修 3回実施)</p> <p>②上記②③の場を活用し啓発を行った。</p>	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21計画達成状況について(平成27年度～平成29年度)

【評価基準】A:達成している(100～80%), B:ある程度達成している(80～50%), C:達成していない(50～0%)

施策の展開方向 1-6		認知症高齢者への支援体制の推進			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
(現状) 認知症施策が重要な課題の中、講演会、出前講座等啓発や情報提供を行ってきた。「認知症サポーター養成講座」は受講者が増え、ステップアップにもつながっている。 認知症予防の取り組み、地域密着型サービスの基盤整備を実施した。	A 認知症に関する正しい知識の普及・啓発	102	① 市民や市職員を対象とした認知症の予防、早期発見・早期対応等についての講演会や講習会、出前講座の開催とともに、広報紙による情報提供やパンフレットの作成等による普及啓発を充実し、認知症に対する正しい理解の普及を図る。 ② 保健・医療・福祉関係機関の連携による認知症予防の効果的な啓発。 ③ 認知症高齢者・介護家族を支援する人材を育成するために、認知症サポーター養成講座を継続実施し、年間1,000人のサポーター養成を目指すとともに、講師を担うキャラバン・メイトの養成に努める。	①②高齢者生活支援センターに配置した認知症地域支援推進員が中心となって出前講座を実施。4センター協働で市内の商店や店舗、金融機関、公共交通機関へのアンケート、認知症当事者の思いを把握するためのインタビューを実施した。市民向け企画「サクセスフルエイジング～はじめよう新しい仲間作り～」を開催し、市内でグループ活動をしている団体を紹介した。 ③認知症サポーター養成講座を25回開催し、769人(平成18年からの延べ養成数9,785人)のサポーターを養成した。	B
(課題) 今後は「認知症サポーター養成講座」による人材育成、地域での見守り体制の仕組みが必要。	B 認知症支援のためのネットワークの構築	102	① 徘徊高齢者の安全を確保するため、徘徊SOSネットワークを活用。 ② 徘徊SOSネットワークの実効性を高めるため、地域住民や関係機関等のネットワークを活用した認知症徘徊模擬訓練を実施。	①認知症高齢者の見守り・SOSネットワークを構築し、普及啓発に努めた。また、警察から認知症高齢者の情報提供があった際には高齢者生活支援センターと連携し、支援できるよう努めた。 ②実施を検討するにあたって、情報収集及び関係機関との協議を行った。	B
	C 早期発見、相談体制の充実	102	① 認知症が疑われるかた、認知症高齢者・介護家族を複数の専門職が訪問し、初期の支援を集中的に行うことにより、受診勧奨や自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の整備の検討。 ② 認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス事業所及び地域の支援機関をつなぐため、高齢者生活支援センターに認知症地域支援推進員を配置。 ③ 医療機関、高齢者生活支援センターなどとの連携による早期発見の仕組みづくりを行う。 ④ 保健センターの電話相談や健康相談事業において、医師、保健師等専門職による相談を実施し、必要に応じて専門医療機関への紹介を行う。 ⑤ 高齢者生活支援センターや保健福祉センター内の関係機関など相談窓口の充実を図るため、職員を育成するための研修を充実。	①③平成28年度より認知症初期集中支援チームを設置し、各高齢者生活支援センターで把握した対象ケースについて医師・看護師・高齢者生活支援センター職員を構成員とするチームで初期集中支援を実施した。(H29年度実績5件) ②認知症地域支援推進員が中心になって認知症予防の研修を実施。また、市内で実施されている認知症カフェ等の活動にも関わった。 ④認知症のリスクを高める生活習慣病に関する相談を、医師の健康相談2回/月、保健師の健康相談・電話相談を随時実施した。診断を行う医療機関や認知症講演会の開催についての問い合わせに対応した。また、認知症のセルフチェックシートを保健センター内に配架し周知に努めた。 ⑤保健福祉センターでは総合相談連絡会を月1回開催。高齢者生活支援センターでは、ケアマネジャーを含む対人援助職向けに講座を実施した。	B
	D 認知症ケアパスの作成	103	① 認知症の在宅支援に関わる医療や介護サービスの情報を体系的に整理し、認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)を作成する体制を整備。	①認知症ケアネット作成のための実態把握として、認知症地域支援推進委員が市内の事業所アンケートと、認知症当事者の思いを把握するためのインタビューを実施したが、平成29年度中の完成には至らなかった。平成30年7月に完成し、周知活動として講演会の開催予定である。	C
	E 認知症高齢者や介護家族への支援の充実	103	① 住み慣れた地域で必要なサービスが利用でき、精神的に安定した生活が送れるよう認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスを提供する基盤を整備。 ② 認知症高齢者や介護家族を支援する徘徊高齢者家族支援サービス、認知症高齢者見守り支援事業を継続実施するとともに、利用促進を強化。 ③ 振込め詐欺や住宅改修にからむ悪質商法について、被害にあわないよう地域での啓発活動や早期発見のための情報提供を行う。 ④ 若年性認知症や介護家族への支援のための相談窓口を設置し、状態に応じた適切な支援を行うための体制整備を検討。	① 介護保険事業計画の目標整備数に基づいた地域密着型サービスの基盤整備を進めるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所を決定し、当該事業所の連携先となり得る市内の訪問看護事業所との繋ぎを行った。地域密着型介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護については公募を行ったが、応募がないことも見込まれたため、定期的な公募から随時募集に切り替えるなどの対応を行った。結果として事業者から手は挙がらなかったが、小規模多機能型居宅介護については、目標整備数に至らなかった要因の一つとしてサービスの認知が低いことが考えられたため、比較的新しいサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護とともに利用者の声を交えた紹介記事を掲載し周知に努めた。同様に事業所決定が行えなかった地域密着型介護老人福祉施設については、市内介護保険施設の施設長と意見交換を行い、広域型施設の整備も視野に入れた次期計画の策定を行った。 ②パンフレット等で普及啓発に努めた。また、窓口等での認知症に関する相談があった際は事業説明等を行った。警察から情報提供のあった認知症高齢者へ高齢者生活支援センターを通じて積極的に周知を行った。 ③「消費者教育推進計画」に沿って、消費者自身や地域活動団体、事業者と連携し、地域の見守り力強化及び安全で安心な地域社会を目指し、出前講座の実施や急増しているトラブル事例チラシの配架、消費生活サポーターの養成などを行った。 ④高齢者生活支援センターを平成27年度より認知症相談センターとし、若年性認知症の方の対応を実施する中で、課題の整理に努めた。	B
施策の展開方向 1-7		日常生活支援の充実			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
(現状) 介護保険サービスを補完する一般施策として、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、寝たきり・認知症高齢者等を対象とした各種サービスを実施。特に軽度の方の生活支援の需要が高い。 (課題) 今後高齢者の自立生活や家族介護を支援する観点から新総合事業等との調整を行い、事業の充実に取り組む必要がある。	A 高齢者の自立した生活や家族介護への支援等を目的としたサービス・事業等の充実	104	① 高齢者の生活、寝たきり高齢者・認知症高齢者、家族介護、住環境整備の支援に向けた各種サービスや事業の対象者、実施内容について、利用実績や関係機関から寄せられる利用ニーズ等を踏まえ、内容の調整・充実を図る。 ② 新たに創設される介護予防・日常生活支援総合事業に向けた生活支援サービスの充実を検討。	① 高齢者生活支援センターに寄せられる情報を通して、実態を把握し、適切なサービスにつなげた。 ② 平成29年度より実施している介護予防・日常生活支援総合事業において、新たに生活支援型訪問サービスを開始した。生活支援の担い手の養成・確保のため、従事者研修を実施した。また、生活支援体制整備事業において、5カ所に配置(市内全域担当、各高齢者生活支援センターエリア担当)している地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)が、地域の資源やニーズを収集し、芦屋市に必要な地域資源や生活支援も含めたサービスの必要性を検討している。	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21計画達成状況について(平成27年度～平成29年度)

【評価基準】A: 達成している(100～80%), B: ある程度達成している(80～50%), C: 達成していない(50～0%)

基本目標 2		社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり			
施策の展開方向 2-1		生きがいづくりの推進			
現状と課題		・自主的な活動の促進			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
(現状) 高齢者生きがい活動支援通所事業, YO倶楽部, 老人クラブ等の活動があり, 仲間づくりや生きがい活動, 老人福祉の増進に寄与している。	A 老人クラブ, あしやYO倶楽部への活動支援	108	① 活動費の助成を継続するとともに, 活動に役立つメニューの情報を提供。 ② 地域の各種団体やグループとの連携, 自主的な企画運営による参加意欲を促進する事業の展開, リーダーの養成など, 魅力ある活動に向けた取り組みを支援。 ③ 健康づくり, 介護予防関連事業への参加・協力の呼びかけをはじめ, 多様な機関との連携を強化し, 活動の活発化を支援。	① 運営費を助成するとともに, 情報提供を行った。(老人クラブ会員数3,013人, YO倶楽部会員数148人) ② 自主的な企画運営を支援するとともに, 理事会や役員会に同席し, 開かれた活動になるよう助言した。 ③ 高齢者スポーツ大会等健康づくり活動の活発化を支援した。	A
(課題) 若手の新規参加者が少ないことから活動の周知が必要。 コミュニティ・スクールは地域の小学校を拠点とした活動で今後も継続していく必要がある。 新たな拠点として25年にオープンした「あしや市民活動センター」も今後は団塊の世代向けのメニューが必要。	B ボランティア活動の推進	108	① 社会福祉協議会によるボランティア活動の内容や参加方法に関する情報提供の充実とともに, 市の広報紙等をはじめとする多様な媒体による市民への広報活動を実施。 ② 社会福祉協議会によるボランティア養成講座の充実とともに, 市の保健福祉事業との連携によるボランティア活動の場の拡大を図る。 ③ 社会福祉協議会に設置されているボランティア活動センターのコーディネート機能及び相談体制を強化。	①年4回発行の社協だよりに「ボランティア活動センターコーナー」を設け, ボランティア活動の啓発を図っている他, 福祉フェア等のイベントでボランティア体験コーナーやボランティア紹介コーナーを設け, ボランティア活動の周知を行った。 ②ボランティア体験教室や養成講座の実施, 市内小・中・高等学校との連携による福祉学習の場でボランティア活動につながる働きかけを行った他, 新たに, 夏休みを利用した「中学生福祉ボランティア学習」の開催や, 20歳以上の市民を対象とした「ひとり役活動推進事業」の事務局として, 受入機関の開拓とひとり役ワーカーのコーディネートを行うなど, ボランティアの発掘・育成に取り組んだ。 ③社協ボランティア活動センター職員が, ひょうごボランタリープラザ主催研修の受講や近隣市の連絡会での意見交換を通じて相談, コーディネート機能の強化に努めた。	A
	C コミュニティ・スクールの活動支援	108	① 小学校区内の住民相互の連帯感や市民意識・自治意識を養い, 学校を地域社会の核としたコミュニティの創造, 生涯学習の場として, コミュニティ・スクール活動を推進し, 運営に関する費用の助成を実施。	①引き続き, 世代間交流を意識した事業を積極的に実施できるよう継続して支援を実施。運営に関して助言・助成を行った。	B
	D 市民活動団体の支援とあしや市民活動センター(リードあしや)の活動推進	108	① NPO及びボランティア活動等の地域の課題解決を行う市民活動に関する相談等の事業を行い, 自主的な活動を支援。 ② 市民活動団体の相互の交流とネットワーク支援事業を行い, 生きがいづくりを推進。 ③ 市民活動に関する情報の収集及び提供を行い, 高齢者が参画しやすい環境づくりを行う。	①あしや市民活動センターで行っているNPO相談をはじめとした各種相談の件数は, 平成27年度241件, 平成28年度308件, 平成29年度409件と年々増加している。平成29年度の年代別相談件数は, 10代以下3件, 20～30代68件, 40～50代149件, 60代以上186件であった。 ②市民活動団体の交流や支援事業については, 市民活動フェスタをはじめ, 平成27年度には男性の社会参加促進の一環として, 団塊の世代を中心とする男性向けボランティア養成講座及び交流会を開催するなど, 高齢者の生きがいづくりにも寄与する取組を行った。 平成29年に開催された演芸ボランティアフェアでは, 9団体100人が参加し, 団体の日頃の活動の成果を発表するとともに, 福祉施設関係者と団体とをマッチングする機会を創出した。 ③年に4回季刊紙を発行し, あしや市民活動センターで開催するセミナーやイベント, 交流会等について登録団体やエルホーム芦屋などの福祉関係施設に情報提供した。また, あしや市民活動センターの館内では常時, イベントや助成金等の情報を掲載し来館者に周知を図っている。	A
施策の展開方向 2-1		・生涯学習の推進			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
(現状) 60歳以上の方を対象とした「芦屋川カレッジ」「芦屋川カレッジ大学院」を学習の場, 仲間づくりの場として活動が行われている。	A 生涯学習に関する情報提供の充実	109	① 広報紙やホームページを活用した生涯学習に関する情報の提供を強化。 ② 幅広い市民層における学習意欲の高揚を図る。	① 社会教育関係登録団体やコミュニティ・スクール所属の各クラブ等の活動内容をホームページで公開するとともに, 問合せがあった場合には, 活動団体を紹介するなどの対応を行った。また, 出前講座やあしや学びあいセミナーのメニュー等も広報紙やホームページで公開し, 情報提供に努めた。 ② ケーブルテレビの特集番組等でイベント紹介を行うなど, 広く周知を図り今後の事業への参加促進に努めた。また, 美術博物館と谷崎潤一郎記念館でSNSを活用したイベント案内も行った。	B
(課題) 今後も内容の充実や学習の機会を増やし, 参加しやすい体制を図る必要がある。	B 芦屋川カレッジ, 芦屋川カレッジ大学院の充実	109	① 高齢者のニーズに即した学習内容となるよう, ニーズの把握や企画の調整等を図る。 ② 受講者における修了後の自主的な活動等を支援するために, 必要な情報の提供や他の関係機関との連携を強化。 ③ 受講者が生きがいづくりや地域でリーダーとして活躍できる仕組みを構築。 ④ 地域づくりをテーマとした学習内容を導入し, 地域への貢献や地域活性化等の重要性の啓発を図る。	芦屋川カレッジでは, 毎年100名近くの新規受講生を受け入れ, 学習意欲を高めるため, 広範囲な分野から高齢者のニーズに即したプログラムを提供し, 修了後の自主的な活動(同期会・校友会)につながるよう仕組みづくりをしている。同期会数・23団体, 校友会会員数・約800名と年々増加している。 大学院では, 年間テーマに沿って, 参加型の, より深い学習環境を提供し, 毎年定員100名を大きく超える申込みがあり, 希望者を受け入れるための工夫が当面の課題である。	B
	C 公民館講座や講演会などの充実	109	① 定期的な高齢者ニーズの把握による企画内容を充実し, 参加者の増加を図る。	①ほとんどの講座で定員を上回る申込みがあるが, 芦屋川カレッジ以外はリピーターの申込みも可能なため, 応募者のすそ野を広げる必要がある。	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21計画達成状況について(平成27年度～平成29年度)

【評価基準】A:達成している(100～80%), B:ある程度達成している(80～50%), C:達成していない(50～0%)

	D 多様な学習機会の創出	110	① マスコミや博物館との共同企画, 地元に着した音楽会の開催など, 気軽に参加できる学習機会の充実を図る。 ② 各種メディア等を活用して, 多様な方法による学習機会の創出を検討。	① コミスクやPTA等の他団体と協力して研修会等を実施した他, 公民館や芦屋ユネスコ協会とも協力して, 「平和の鐘を鳴らそう」事業や文化財関連の講座を実施し, 啓発・学習機会の創出に務めた。 ② 美術博物館と谷崎潤一郎記念館で幅広い世代を対象とした展覧会やワークショップを開催したり, 放課後子ども教室等で異年齢の子どもや大人の交流や活動の場の提供に努めた。	B
施策の展開方向 2-1	・スポーツ活動等の推進				
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
(現状) 高齢者のスポーツ活動の取り組みとして, リーダーの発掘と養成を目的とした講習会を開催し, 気軽に取り組めるスポーツ活動を勧めている。	A スポーツリーダーやスポーツボランティアの育成及び活動機会の充実	110	① スポーツリーダー認定講習会, スポーツボランティアバンク(ボランティア登録)を継続実施。 ② 活動内容の広報等による周知や関係機関への呼びかけを強化し, 活動機会を拡充。	芦屋市スポーツリーダーバンクへの登録を継続して進めている。 スポーツリーダー等研修会を実施し, 芦屋市スポーツリーダーバンクへの登録を継続して進めている。 実施にあたり, スポーツ関係団体や地域で活動しているスポーツ団体に案内を送付したり, ホームページで広く呼びかけて参加していただいているが, 活動へはなかなか結びついていないのが現状。	B
(課題) 今後は広く活動を周知し, 健康づくりの支援や仕組みづくりが必要。	B スポーツ・レクリエーション活動の推進	110	① 体力づくり, 仲間づくり, 生きがいづくりのために, ニュースポーツ・レクリエーション市民啓発事業を継続実施し, スポーツの定期的実施率の向上, 生涯スポーツの推進を図る。 ② 幅広い関係機関による連携のもと, 気軽に参加できるニュースポーツや, 世代間の交流もできるファミリースポーツ, レクリエーション活動等の研究に取り組む。	市民へのスポーツ啓発事業として, 自治会や老人クラブ, 各スポーツ関係団体に呼びかけ, ラジオ体操指導者の養成に取り組んできた。従来の出前講座である「貯筋運動」や「公式ワナゲ」の普及を継続的に行い, 新たに「ラジオ体操の実技指導」を出前講座のメニューに加えてスポーツ振興に努めている。	B
	C 健康遊具の活用促進	110	① 遊具の更新時に, 近隣住民のニーズを把握した上で, ニーズに即した健康遊具の設置に努める。 ② 公園の健康遊具ガイドマップや公園お楽しみガイドブックを周知し, 施設の有効活用を図る。	①一部の公園については, 公園施設の長寿命化に伴う遊具更新工事に際して近隣住民の要望を受け, 健康遊具の設置を行った。 ②高齢者がよく利用する機関の窓口等で配布し, 周知を行った。	B
	D スポーツ・レクリエーション施設の充実	111	① 多様なスポーツニーズに応えられるよう, プールやスポーツ公園, 体育館, テニスコートなど, 既存のスポーツ施設の利便性と快適性の確保に努める。 ② 誰もが気軽に利用できるよう公園やウォーキングコース等の整備, 充実について検討。	既存のスポーツ施設である市民プールの安全性と快適性を確保するため, 改修に向けて, 点検等を行った。また, スポーツにおける市民の意識調査を行い, スポーツ推進実施計画の策定を行う予定。各施設の管理者に利用者ニーズに係るアンケートを行い, 施設の点検等を行い, 今後も順次, 改修や修繕を行っていく。	B
施策の展開方向 2-1	・生きがい活動支援の充実				
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
(現状) 生きがい活動につながる日常生活の楽しみは「趣味」「旅行」等があるが, 若年層の高齢者は「働くこと」を楽しみと捉えている。 この意識を高めるため, 行政内部の多岐にわたる部署が取り組みを行っており, 高齢者部門もバス運賃割引証の発行や, 高齢者生きがい活動支援通所事業を行っている。	A 全庁的な生きがい推進体制の充実	112	① 高齢者福祉の分野からみた生きがいづくりだけでなく, 健康づくり, 社会教育, スポーツ, 地域福祉など, 各分野で実施されている取り組みが効果的に展開されるよう, 高齢者の生きがいづくり事業を行っている部署との意見交換や推進体制を検討。	①関係課, 関係機関と連携し, 高齢者分野のイベントだけでなく「スポーツフェスタ2017」へのブース出店等の多世代交流の取組にも参画した。また, 平成29年度には「健康増進施策の推進と高齢者の社会参加の促進PT」を立ち上げ, 他部署との意見交換ができる体制を整えた。	A
(課題) 今後は, 多様な関係機関や団体等と連携することが必要。また, 幅広い視点から社会参加の促進を継続していくことが必要。	B 生きがいづくりの支援強化	112	① 参加者をより拡充するよう, 広報やホームページ等による生きがいづくりへの参加の呼びかけに努める。 ② 各種講座やイベントの情報, サークル・団体等による活動状況など, 生きがいづくりに関する総合的な情報提供や相談体制の強化を図る。 ③ 地域における市民活動や各種団体等の地域における市民活動や各種団体等の連携を推進し, 地域発信型ネットワークでのインフォーマル支援者の養成につなげる。	① 広報やホームページを通じて参加を呼び掛けた。 ② 関係団体のイベント情報を広報を通じて情報提供した。 ③ 小地域福祉ブロック会議や中学校区福祉ネットワーク会議を3回開催し, 地域課題について協議等を行った。	B
	C 活動場所の充実	112	① 住民相互のふれあいと自治会の会議等の地域コミュニティ活動を推進する観点から, 各地区にある集会所の和室の洋室化やバリアフリー化を進め, 老人憩いの場やその他の部屋を生きがいづくりの活動場所として充実を図る。 ② 潮見小学校と朝日ヶ丘小学校の余裕教室を活用した「ゆうゆう倶楽部」について, 広報紙等による情報提供や関係機関への呼びかけを行い, 多様な団体・グループの活動場所としての活用を図る。	①生きがいづくりの活動場所としての充実に関しては, 地域コミュニティの拠点として, 「高齢者」という枠組みを超えて, 多世代で活用できる運営のあり方について, 継続して検討中である。 ②年に1回登録団体との情報交換の場を持ったり, 管理人と情報交換を行い, 活用の充実を図った。しかし, 利用者が減少しており, 更なる周知を図るための方法について検討が必要。	B
	D 高齢者の社会参加を促進するための事業の充実	112	① 高齢者バス運賃助成事業, 高齢者生きがい活動支援通所事業など, 老人クラブ活動, スポーツ, 趣味や文化活動・就労など社会参加の促進を支援する各種事業について, 必要な見直しや拡充を行う。	①高齢者生きがい活動支援通所事業について新たな教室等を開設する等充実を図り, 開催回数及び参加者が大きく増加した。	A

第7次芦屋すこやか長寿プラン21計画達成状況について(平成27年度～平成29年度)

【評価基準】A:達成している(100～80%), B:ある程度達成している(80～50%), C:達成していない(50～0%)

施策の展開方向 2-2		就労支援の充実			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
<p>(現状) 高齢者の就労人数は増加し、また、希望者も多い。 市はシルバー人材センターに運営補助を実施し、また、各種事業を委託している。 高齢者の技能・知識・経験を活かした多岐にわたる活動が行われており会員数、受注額も増加している。</p> <p>(課題) 今後は、高齢者のニーズに合った職種や就労形態を検討し、就労機会の確保を図ることが必要。</p>	A シルバー人材センターの充実	114	<p>① 市によるシルバー人材センターの運営費補助を継続実施。 ② 高齢者活游子育て支援事業や軽度生活援助事業等の委託を継続実施。 ③ 活動内容のPRによる登録会員の拡大を図るとともに、新規受注事業の拡大に向けた企業や地域への働きかけに努める。 ④ 登録会員を対象とした技能講習等をサポート。 ⑤ シルバーワークプラザで行っているシニアパソコン講座、様々な講習会を開催。 ⑥ 高齢者の就業に関する情報の収集及び調査研究を実施。 ⑦ センターを窓口とした有料職業紹介事業や派遣事業を実施。</p>	<p>①シルバー人材センターの運営費を補助した。 ②高齢者活游子育て支援事業を実施した。また、軽度生活援助事業については介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、多くの利用者が引き続きシルバー人材センターを利用している。 ③会員拡大に向けた講座・講習会への支援及び新規事業の立ち上げを補助した。 ④会員の知識・技能の向上を図るため、講座・講習会を支援した。 ⑤会報や広報等で周知している。 ⑥全国的な会議や情報誌で研究している。 ⑦派遣事業を継続実施した。有料職業紹介事業について情報収集及び検討を行った。</p>	A
	B 高齢者の就労機会の拡充	114	<p>① 地域の実状に応じた多様な「人づくり」により高齢者の潜在力を引き出し、就労機会の拡充を図る。</p>	<p>①高齢者に特化した、就労施策は実施していないが、希望する高齢者が就労に結びつくように随時紹介を行っている。</p>	B
	C 多様な就労の促進	114	<p>① 広報紙やパンフレット等の活用による高齢者雇用に関する助成制度等を周知し、企業への高齢者雇用の啓発を強化。 ② ハローワーク西宮(西宮公共職業安定所)が作成した中高年求人情報を、市役所をはじめ主要な公共施設の窓口で提供し、就職活動を支援。</p>	<p>①(公財)ひょうご産業活性化センターが実施するシニアによる起業支援を随時紹介している。 ②ハローワーク西宮(西宮公共職業安定所)が作成する中高年求人情報は廃止されているが、現在は求人情報に年齢を記載しないなど、高齢者の就業に配慮している。</p>	B
施策の展開方向 2-3		住環境の整備			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
<p>(現状) 多くの高齢者は住み慣れた在宅での生活を希望している。要介護状態になっても、対応が可能であれば在宅での生活は可能である。 現在住宅改造費助成事業を実施しており、分譲共同住宅のバリアフリー改修助成事業も始まった。また、公営住宅は高齢者世帯の優先入居制度がある。</p> <p>(課題) 今後は、良質な住まいを確保する観点から、高齢者向け住宅の確保と相談支援体制、サービス付き高齢者向け住宅を初めとした情報の提供が必要。</p>	A 公営住宅の充実	116	<p>① 「芦屋市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく、既存市営住宅の建替えや改修等を計画的に取り組み、高齢者が暮らしやすい住宅を確保。 ② 見守りや相談体制の整備など、入居者の高齢化への対応策を関係機関で検討。 ③ 既存の住宅から公営住宅へ的高齢者の住み替えニーズが高まっていることを踏まえ、高齢者向け住宅の環境整備を関係機関に要請。</p>	<p>①市営住宅等大規模集約事業が進行する中で、建設される新しい住宅においては車いす対応住宅を整備するとともに、それ以外の住戸についても概ねバリアフリー化されたものを整備し高齢者が暮らしやすい住宅を確保している。 ②福祉部門との連携を図りながら高齢者に対する見守り体制相談などに関する検討を行った。特に、市営住宅においては指定管理者による高齢者に対する安否確認や見守り活動を積極的に実施した。 ③①と同様の内容。また、住宅のバリアフリー化等に関しては、当該工事に対する助成事業の内容や申請方法等について、ホームページで周知を図った。</p>	B
	B 多様な住まいの情報の提供・支援	116	<p>① 高齢者の健康面での不安や身体機能の低下等に対し、シルバーハウジングやコレクティブハウジング、シニア向け住宅、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅などについての情報の提供を行う。 ② 施設での生活を希望するかたについては、有料老人ホームや認知症対応型共同生活介護、老人福祉施設などがあり、その情報の提供に努める。</p>	<p>①市営住宅の申し込み時にはシルバーハウジングの紹介を行うとともに、シルバーハウジングの在り方や今後の方向性について、関係各課との情報共有を行った。 ② 介護保険施設のみならず、高齢者の住まいに関する情報を住宅課と共有しながら収集し提供に努めた。</p>	B
	C 住環境整備への支援	116	<p>① 在宅での住みづくりでは、住宅改造費助成事業(特別型)に加え、住宅改造費助成事業(一般型)を利用できるようにする。住宅改造費助成事業(特別型・一般型)や老人居室整備資金貸付制度や分譲共同住宅共用部分のバリアフリー改修助成事業について広報紙やホームページで周知し、利用促進を図る。</p>	<p>①住宅改造費助成事業(特別型)及び住宅改造費助成事業(一般型)の周知に努めた。 また、集合住宅の共用部分に対するバリアフリー化に関する助成を行っているが、大規模改修の際に行われることが多いことから、助成申請件数は2件であった。</p>	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21計画達成状況について(平成27年度～平成29年度)

【評価基準】A:達成している(100～80%), B:ある程度達成している(80～50%), C:達成していない(50～0%)

施策の展開方向 2-4		防犯・防災対策と災害時支援体制の整備			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
<p>(現状) ”地域の安全は地域自らが守る”との意識のもと、「まちづくり防犯グループ」が結成されている。また、高齢者の身近な相談窓口が予防啓発の事業を実施している。</p> <p>(課題) 今後は、地域コミュニティの更なる活性化を推進し、市民の防犯意識の高揚と活動の活性化を図る必要がある。</p>	A 地域における防犯体制の推進	118	<p>① 地域ぐるみで防犯に取り組めるよう、啓発を行うとともに、ひとり暮らし高齢者等に対する老人クラブによる友愛訪問や見守り活動の促進を図る。</p> <p>② 市全域で結成されたまちづくり防犯グループの活動を支援し、活動を充実させるため、連絡協議会を開催する。生活安全に係る機関によって構成される「生活安全推進連絡会」等を通じ、市民の防犯意識の高揚を図る。</p>	<p>①老人クラブが活動推進強化事業として取り組んでいる。</p> <p>②・「まちづくり防犯グループ」育成事業補助金の交付(27年度:32団体、28年度:27団体、29年度:29団体)</p> <p>・連絡協議会(27年度2回、28年度3回、29年度3回)</p> <p>・生活安全推進連絡会(27年度:全体会2回、28年度:全体会2回、子ども分科会1回、高齢者分科会1回、29年度:全体会1回、子ども分科会2回、高齢者分科会2回)</p> <p>防犯グループ連絡協議会と生活安全推進連絡会を毎年開催することで、団体間の交流や意見交換が行われ、防犯意識の高揚を図ることができた。</p>	B
	B 悪質な犯罪からの被害防止	118	<p>① 高齢者等が新たな手口の悪質商法や振込め詐欺などにあわないよう、広報紙や出前講座等で啓発に努める。</p> <p>② クーリング・オフ制度などの活用方法、消費生活相談の窓口の周知を強化。</p> <p>③ 民生児童委員、地域発信型ネットワーク等を活用した被害の予防や早期発見の仕組み、相談体制について、幅広い関係機関の連携による支援を行う。</p>	<p>①「消費者教育推進計画」に沿って、消費者自身や地域活動団体、事業者と連携し、地域の見守り力強化及び安全で安心な地域社会を目指し、出前講座の実施や流行のトラブル事例チラシの配架、消費生活サポーターの養成などを行った。</p> <p>②関連部署や関係機関の広報紙、消費生活相談員による出前講座などを通じて、トラブルの早期発見・解決につながるよう、対処法や相談窓口の周知を行った。また、生活安全推進連絡会にて消費生活サポーターについて周知を行った。</p> <p>③民生児童委員の定例会にて、「消費者市民社会の実現について」というテーマで、高齢者等が巻き込まれる消費トラブルの勉強会を地域経済振興課より講師を招き、実施したことが、今後の民生児童委員の見守り活動、相談支援のためには有意義であり、啓発にもつなげることができた。</p>	B
<p>(現状) 「緊急・災害時要援護者台帳」を整備し、関係機関での共有を図るとともに、実際の搬送訓練を実施した。</p> <p>(課題) 今後は、全体の支援体制を構築するとともに、「(仮称)芦屋市災害時要援護者避難支援計画」を策定し、様々な災害等を想定した避難訓練を実施することが必要。</p>	C 災害時における支援体制の整備	118	<p>① 地域防災力の向上や地域コミュニティの活性化の観点から、自主防災組織の全市域での結成を継続して取り組む。</p> <p>② 地域防災訓練等への高齢者の参加者の拡充に努める。</p> <p>③ 緊急・災害時要援護者台帳を継続的に更新し、個人情報の保護に留意して障がい福祉、消防、防災などの分野で要援護者台帳の活用や共有を図る。</p> <p>④ 要援護者避難支援プランの策定のほか、個別避難支援計画を推進し、要援護者への情報伝達や避難支援・福祉避難所の設置運営などの訓練を実施。</p> <p>⑤ 津波や土砂災害・風水害発生時の自主的な避難行動の必要性及び一時避難施設の周知などについて啓発や訓練を実施。</p>	<p>① 自主防災会育成事業補助金を交付し(延べ129団体)、自主防災会の活動支援を行った。自主防災会は65団体結成されているが、全市域での結成には至っていない。</p> <p>② 高齢者や老人会等を含む地域・団体等に対して、出前講座(延べ31回)や地域防災訓練支援(延べ79回)等で防災に関する啓発を実施した。</p> <p>③ 毎年特定の関係機関に更新した情報を提供し、必要に応じ活用している。</p> <p>④ 個別避難支援計画の策定推進や共助による要配慮者支援の啓発のため、各自治会等へ説明会(42回)を実施し、要配慮者名簿の受領団体は25団体となった。また、防災総合訓練では要配慮者の避難及び避難支援訓練、福祉避難所設置運営訓練を実施し、要配慮者支援の啓発を行った。</p> <p>⑤ 地域防災訓練や出前講座等でハザードマップを活用し、地震や津波、土砂災害など災害発生時の自主的な避難行動の必要性及び津波一時避難施設等の周知・啓発を実施した。</p>	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21計画達成状況について(平成27年度～平成29年度)

【評価基準】A:達成している(100～80%), B:ある程度達成している(80～50%), C:達成していない(50～0%)

基本目標 3		総合的な介護予防の推進			
施策の展開方向 3-1		地域支援事業の推進			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
<p>(現状) 介護予防センターでは、マシントレーニングができる環境の整備やグループエクササイズプログラムを提供しており、開設以来、登録者数・利用者数ともに年々増加し、利用者には、運動機能の向上を図ることはもとより、運動や健康について等、共通の話題を通じて、コミュニケーションの場としても活用されている。さらに、高齢者生活支援センターや老人福祉会館等、市内各所で介護予防事業「さわやか教室」を実施。</p> <p>(課題) 自主活動グループの発足を支援するなど、より多くの方が継続的な介護予防の取り組みを行えるよう支援する。 市内38か所の公園に設置している健康遊具の有効活用のための普及啓発が必要。 平成29年4月開始の「介護予防・日常生活支援総合事業」については、要支援者や介護予防・日常生活支援サービス事業対象者への柔軟な対応と、事業の開始に向けた準備が課題。平成28年度上半期までに、事業移行のためのサービスの内容と基準、単価・利用者負担・給付管理、担い手の発掘と育成等、事業開始のための受け皿を整備することが求められる。</p>	A 一般介護予防事業の推進	122	<p>① 全ての高齢者を対象に、健康教育や健康相談の場を活用して介護予防の普及啓発を行い、高齢者生活支援センターが中心となって、各地域でも介護予防の普及啓発を行う。</p> <p>② 閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのあるかたなど、一般介護予防教室に通うことが困難な高齢者を対象とした訪問型介護予防プログラムを継続実施。</p> <p>③ 介護予防の重要性を周知し、事業への参加を促す。</p> <p>④ 全ての高齢者を対象に、体操や音楽療法、水浴訓練による介護予防事業を継続実施。</p>	<p>①③高齢者生活センターが中心となって介護予防に関するパンフレットの配布、講演会の開催、介護予防教室等を実施した。</p> <p>②3か年で利用実績は無かった。</p> <p>④全ての高齢者を対象とした「さわやか教室」を市内11か所で実施。体操、口腔ケア・栄養指導、音楽リズム教室、水中ストレッチを行った。</p>	B
	B 介護予防センターの活用促進	122	<p>① 介護予防センターの周知に取り組み、自主的な介護予防への取り組みを推進。介護予防センターにおいて、介護予防に関する知識の普及啓発を行う。</p>	<p>29年度には9月発行のあしや広報高齢者特集号にて、「さわやか教室」や「トレーナー派遣事業」、地域包括支援センターが開催する介護予防教室等について掲載したり、JCOMでも、「さわやか教室」と「トレーナー派遣事業」を紹介するなど、当該事業について馴染みの無い方に対する新たな参加を呼びかけた。介護予防センターでは、運動トレーナーによるグループエクササイズや、歯科衛生士、管理栄養士による口腔ケア・栄養に関する講座を開催。自由に利用できるマシンも設置し、高齢者の健康づくりに利用されている。毎年7月の保健福祉フェアでは、自主グループで出来るような体操の紹介・体験や健康セミナー等を実施し自主的な介護予防への取り組みを発信する拠点としての周知も図った。</p>	A
	C 介護予防事業の評価	122	<p>① より効果的な事業展開が行えるよう、事業の参加状況や実施プロセス、効果などを毎年評価。</p> <p>② 介護予防事業の実施主体と高齢者生活支援センターが連携し、事業の参加状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を毎年評価。</p>	<p>①事業参加前後の体力測定や基本チェックリスト、主観的健康観で効果測定を実施している。特にさわやか教室については、次期3か年についても教室型を継続実施するかについて、認定率や費用の面から検証した。</p> <p>②介護予防事業担当者会議を開催し、事業での課題や実施プロセスの共有化を図った。共通様式の利用者アンケートを作成した。</p>	B
	D 住民主体の介護予防活動への支援	122	<p>① 高齢者が主体的かつ継続的に介護予防に取り組めるよう、地域活動の情報提供や住民グループの育成と介護予防活動の支援に取り組む。</p> <p>② 健康遊具マップを活用し、地域での介護予防活動の実践を推進。</p>	<p>①市民自主活動グループに対するグループ育成支援として「トレーナー派遣事業」を実施した。</p> <p>新総合事業を含む介護保険制度に関する出前講座等の場でも、積極的に地域支援事業の情報提供に取り組んだ。</p> <p>②新・あしやウォーキングマップを高齢者がよく利用する機関の窓口等で配布した。</p>	B
	E 介護予防ケアマネジメントの推進	123	<p>① 一人ひとりの状態に応じ、自立に向けた介護予防を進めるために、介護予防事業や介護保険サービスの予防給付、他のインフォーマルなサービス等との継続性整合性を図りながら、一貫したサービス体系のもとで介護予防ケアマネジメントを継続実施。</p>	<p>①介護予防ケアマネジメント研修を実施し、要支援者のケアプラン作成の受託を行うケアマネジャーは年1回の受講を必須としている。また、介護保険等のサービスだけでのケアマネジメントだけでなく、インフォーマルサービスも利用したマネジメントの必要性を周知した。</p>	B
	F 介護予防・日常生活支援総合事業の実施にむけた準備・検討	123	<p>① 事業の実施に際し、十分な内容の検討と準備を行う。</p> <p>② 訪問型サービス及び通所型サービスにおいて、現行サービス相当でない「多様なサービス」のモデル事業を実施。</p> <p>③ モデル事業の結果を踏まえ、実施するサービスの種類、基準、実施方法を検討。</p> <p>④ 事業の担い手の発掘・育成を行う。</p> <p>⑤ 事業実施に必要なシステム等の給付事務処理方法の検討・準備を行う。</p> <p>⑥ 近隣市町と調整しながら、サービス単価の設定を行う。</p> <p>*平成29年度に事業を開始。</p>	<p>①⑤⑥ 平成29年度より本格実施した介護予防・日常生活支援総合事業について、必要に応じて関係課において情報共有を行った。また、研修・会議等に積極的に参加し、近隣市とも情報交換を行った。</p> <p>②③「多様なサービス」について、現行相当の訪問サービスの基準を緩和した訪問サービス(生活支援型訪問サービス)を開始した。また、平成29年度より「ひとり一役活動推進事業」及び「介護予防・通いの場づくり事業」を開始した。</p> <p>④「ひとり一役活動推進事業」におけるひとり一役ワーカー(ひとり一役ワーカー登録者123名、受入機関登録数24か所)、「介護予防・通いの場づくり事業」における事業利用者の発掘に取り組んだ。(事業利用団体(者)5団体(人))また、生活支援の担い手の養成・確保のため、生活支援型訪問サービスの従事者研修を実施した。(3回/年開催)</p>	A
	G 任意事業の実施	123	<p>介護保険サービスを利用した際の介護給付費の通知や、家族介護への支援など、以下の各事業を地域支援事業の任意事業として継続実施。</p> <p>①介護給付等費用適正化事業</p> <p>②認知症高齢者見守り支援事業</p> <p>③家族介護用品支給事業</p> <p>④家族介護慰労事業</p> <p>⑤徘徊高齢者家族支援サービス事業</p> <p>⑥介護相談員派遣事業</p>	<p>①介護給付費通知を年2回通知した。</p> <p>②～⑤高齢者生活支援センターを通じて、周知及び申請受付を行った。</p> <p>⑥介護相談員の養成及び高齢者施設への派遣を実施(施設数13カ所。1施設あたり2回/月派遣)</p>	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21計画達成状況について(平成27年度～平成29年度)

【評価基準】A:達成している(100～80%), B:ある程度達成している(80～50%), C:達成していない(50～0%)

施策の展開方向 3-2		介護保険サービスによる予防給付			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
<p>(現状) 今回のアンケート調査で、認定結果に対する満足度について、「やや不満」「不満」と回答した方の割合が、前回調査と比べて減少しており、認定区分に関する理解が浸透してきていると考える。また、適正な審査判定を行うため、市主催の介護認定審査会全体会の開催に取り組み、審査会委員のスキルアップや審査判定の平準化を図った。</p> <p>(課題) 今後も、介護認定審査会における審査手順の共有化、審査手法の平準化を継続的に進める。</p>	A 対象者の選定	128	①「芦屋市介護認定審査会」において、高齢者の状態の維持、改善可能性の観点で踏まえた基準に基づく審査を行い、その結果を踏まえて市が決定。 ② 認定結果に対する理解を深めるために、要支援1・2の認定区分に関する説明の充実に努める。	①審査会委員のスキルアップ、審査判定の平準化を図るために行った介護認定審査会全体会には介護認定審査会委員20名程度が参加した。 ②認定結果通知に介護サービスの利用等の案内を同封している。	A
	B 介護予防ケアマネジメントの充実	128	①利用者本人の生活機能の向上に対する意欲を高め、利用者の自立支援に結びつく適切な介護予防プランになるよう、ケアマネジメント研修や、プランチェックを行い、必要に応じて指導・助言を行う。 ②利用者がどのようにしたいかという目標を設定し、目標指向型のプランによる、生活の質の向上を図る。 ③利用者本人の生活機能の低下の原因や状態にも着目しながら、高齢者生活支援センターが介護予防ケアマネジメントを行う。	①②③毎年担当職員2名がケアプラン点検研修に参加し、点検にあたっての視点やケアマネジャー支援について学び、能力の向上を図った。 ③毎年1回(2月頃)の高齢者生活支援センター事務調査において、介護予防ケアプランチェックを実施した。	B
基本目標 4		介護サービスの充実による安心基盤づくり			
施策の展開方向 4-1		介護給付適正化の推進強化			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
<p>(現状) 介護保険制度に関する情報については、市民向けパンフレットや市ホームページで周知するとともに、自治会、老人クラブ、民生児童委員、高齢者生活支援センター、市内居宅介護支援事業所、市職員が参加する地域での会議においても周知を行っている。ケアマネジャーへの支援は、高齢者生活支援センターの主任ケアマネジャーによる支援方針や支援内容の助言、同行訪問等のほか、スキルアップのための研修や助言・指導を継続的に実施している。不正・不適正なサービス提供の把握については、利用者に介護給付費の通知を送付し、事業者には、ケアプランチェックや実地指導、県と合同監査を行っている。</p> <p>(課題) 超高齢社会を見据えた情報提供のありかたについて検討し、高齢者や家族に必要な情報が適切に届くよう、情報提供を充実するとともに、市民のサービスの選択性を確保することが重要。今後も広い観点から介護給付の適正化を推進し、介護保険制度への市民の信頼をより一層高めていくことが求められる。</p>	A 介護保険制度と相談窓口の周知	129	①市の広報紙やパンフレットの活用など、多様な方法による介護保険制度と高齢者生活支援センターや市担当課等の相談窓口の継続的な周知に取り組む。 ②高齢者生活支援センターの存在を誰もが知ることができるよう、地域の掲示板、医療機関、薬局、商店等の生活に身近な場所でポスターの掲示等を行うとともに、幅広い関係機関や団体等との連携による効果的な周知を行う。	①広報紙、ホームページ、パンフレット等による周知を実施。「あしやの高齢者福祉と介護保険」を作成し、関係機関各所に周知をした。また、毎年9月の広報臨時号にて高齢者生活支援センターの役割を周知した。 ②各高齢者生活支援センターで、出前講座実施時や地域イベントへの参加時に相談窓口の周知をした。	B
	B 介護保険サービス事業者における第三者評価等の情報公開の充実	130	①介護サービス事業所が実施した事業の自己評価や第三者評価の結果及びその他の情報を、市民がサービス利用時に活用できる仕組みについて、関係機関と連携しながら検討。	①受審が義務付けられている地域密着型サービス事業者については、受審結果を市にも提出させ、内容を確認し、運営推進会議への参加や実地指導の際に活用した。なお、評価内容については、兵庫県のウェブページでも確認できる。その他の事業者に対しても、運営推進会議やその会議録等も利用しながら、利用者や利用者家族は勿論、地域住民をはじめとしたサービス利用を検討している市民に対しても事業所を知ってもらう取組の推奨を行った。	B
	C ケアマネジャーへの支援の強化	130	①ケアマネジャーのスキルアップを目的とした研修を継続実施。 ②居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーが、事業所内等のケアマネジャーへの助言・指導を担えるよう芦屋市ケアマネジャー友の会と連携し取り組む。 ③研修実施後のアンケート調査等を活用して、更にスキルアップが必要な分野の分析を行い、研修メニューの充実に努める。 ④支援困難事例などへの支援として、高齢者生活支援センターの主任ケアマネジャーによる支援方針や支援内容の助言、同行訪問等を実施。	①②基幹型及び芦屋市ケアマネジャー友の会と協働してスキルアップを目的とした対人援助に関する研修を実施した。 ③研修後のアンケートにより、研修企画・運営のため活用することで、平成30年度にケアマネジャー同士が気軽に学べる交流会の実施を計画した。 ④地域ケア会議等で、困難事例の支援者間での情報共有をした。また、助言や同行訪問等により、ケアマネジャーを支援した。平成27年度より相談は増加傾向であった。	B
	D 不正・不適正なサービス提供の把握	130	①市によるケアプランチェックや介護給付費の通知、実地指導等を通じて、不正・不適正なサービス提供の把握に努める。 ②国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用による重複請求縦覧点検や、医療情報との突合、住宅改修の実地確認など、より広い観点から介護給付の適正化を推進。	①国民健康保険団体連合会適正化システムの資料などにに基づき、ケアプランチェックを実施した。平成27年度は27事業所に対して74件、平成28年度は10事業所に対して14件、平成29年度は8事業所に対して15件チェックを行った。また、介護給付費通知は年2回行い、実地指導、県との合同監査も実施した。 ②介護給付適正化システムの活用による縦覧点検と医療情報突合点検を定期的実施し、適正な給付が行われるよう事業所へ指導した。平成27年度は36件、平成28年度は63件、平成29年度は39件実施し、うち平成27年度は18件、平成28年度は20件、平成29年度は18件の過誤申立に至った。	A

第7次芦屋すこやか長寿プラン21計画達成状況について(平成27年度～平成29年度)

【評価基準】A:達成している(100～80%), B:ある程度達成している(80～50%), C:達成していない(50～0%)

施策の展開方向 4-2		要介護認定の適正化の推進			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
<p>(現状) 要介護認定の適正化を推進する観点から、市による直接実施体制を強化し、認定者の増加に対応するための体制を整えてきた。</p> <p>(課題) 適正な手順に即した審査判定を行うため、介護認定審査会の平準化を図り、要介護認定の適正化に向けた取り組みを継続していく必要がある。</p>	A 認定調査体制の充実	132	<p>① 市による認定調査の直接実施体制を継続するために、要介護等認定者の増加に応じた認定調査員の確保を図る。</p> <p>② 各調査員が同じ視点に立ち、同様の判断基準で調査が行えるよう、研修や指導の充実を図る。</p> <p>③ 支援や介護を必要とするかたが、その状態を的確に調査員に伝えられるよう、今後もご家族等の同席者の積極的な関与を求める。</p> <p>④ 認知症や障がいのあるかたなどに配慮したコミュニケーションの支援を図る。</p>	<p>① 主担当業務が介護認定調査である市の調査員は7名。29年度の認定調査総件数は5407件、うち市調査員実施件数は4755件で87.9%であった。</p> <p>③ ご家族やケアマネジャー、施設職員等への積極的な関与を継続して求めた。</p> <p>②、④ 認定調査員研修に毎年2名程度が参加。介護認定審査会運営適正化研修に毎年職員2名程度が参加。参加した者から研修資料による内容の共有を図った。</p>	A
	B 介護認定審査体制の充実	132	<p>① 公平・公正で、正確な介護認定となるよう、介護認定審査会委員の研修の充実を図る。</p> <p>② 介護認定審査会合議体長会議や介護認定審査会全体会を開催し、適正な手順に即した審査判定の確認や、合議体別の認定結果の比較による審査会の平準化を図る。</p>	<p>①② 介護認定審査会委員研修に毎年審査会委員3名程度が参加。審査会委員全員を対象とする介護認定審査会全体会には審査会委員20名程度が参加した。</p>	A
	C 介護認定審査会事務局体制の充実	132	<p>① 認定業務のスムーズな運営と公正・公平で正確な介護認定審査会の運営を図るため、審査会運営の手順や方法の統一化を図る。</p>	<p>① 認定調査員研修に毎年職員2名程度が参加。また11月の介護認定審査会委員研修に毎年職員3名程度が参加、12月の介護認定審査会運営適正化研修に毎年2名程度が参加。</p>	A
施策の展開方向 4-3		介護サービス事業者の質の向上に向けた取り組みと監査体制の確立			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
<p>(現状) 介護サービスの質の向上を図るため、地域密着型サービスについて、全事業所に対して指導監査を実施し、兵庫県が権限を持つ事業所に対しても合同で実施している。相談員派遣事業を行い、問題の改善や介護サービスの質の向上を図っている。</p> <p>(課題) 高齢者生活支援センターなどの相談窓口の周知や必要な情報の提供を今後も継続するとともに、介護相談員派遣事業等、苦情相談の適正な対応、監査指導等の実施等による介護サービスの質の向上を図る必要がある。</p>	A 情報提供、広聴の充実	133	<p>① 介護保険制度の内容について、広報紙、パンフレット、出前講座のほか、ホームページ、ケーブルテレビの活用など、多様な方法による高齢者に分かりやすい情報提供に取り組む。</p> <p>② サービス利用者の満足度の把握や、介護サービス事業者に対する意見などを把握する広聴の機会を確保するよう努める。</p> <p>③ 広聴等で集約された意見等を関係機関に還元し、質の向上につなげる。</p>	<p>① ケーブルTVでの放映、パンフレット、広報紙、出前講座を通じての周知に努めた。</p> <p>「あしやの高齢者福祉と介護保険」を作成 毎年5,000部程度 関係機関各所における周知を実施。9月広報臨時号(高齢者福祉特集号)51,000部 配布施設 65箇所、出前講座を毎年5回程度開催。</p> <p>②③ 平成29年度下半期に次期計画策定に向けたアンケートを実施し、意見等を把握した。</p>	B
	B 苦情への適切な対応の充実	134	<p>① 相談窓口における丁寧な対応はもとより、対応方法の共通化や連携を図るためのマニュアル等の充実に努める。</p> <p>② 苦情や意見が保険者や介護サービス事業者を育てるという意識のもと、苦情内容を可能な範囲で介護サービス事業者に還元し、サービスの質の向上に繋げる。</p>	<p>①② 苦情を受け付けた場合、苦情内容・対応については相談記録により情報共有を図り、特段の申し出がない限り、事業所へ直接連絡し、事実確認を行い、事業所から対応の結果報告を義務付けている。長期的な対応を要する苦情相談件数は年間30件程度。</p>	B
	C 高齢者施設への相談員の派遣	134	<p>① 介護サービス利用者の疑問や不安の解消と介護サービスの質の確保や向上を図るため、介護相談員派遣事業を継続実施。</p>	<p>① 権利擁護支援者養成研修に介護相談員養成のカリキュラムを組み込んで介護相談員を養成し、介護施設への派遣を実施。介護相談員、施設担当者、市の3者間の意見交換・情報共有を目的とする会議を3回/年実施。また、介護相談員のフォローアップ研修を実施した。</p>	A
	D 監査指導の実施	134	<p>① 地域密着型サービス事業所の適切な運営を図るため、定期的に監査指導を実施。</p> <p>② 第6期介護保険事業計画期間内に地域密着型サービスに新たに位置付けられる「地域密着型通所介護」の適切な運営を図るため、監査指導を実施。</p>	<p>①② 27年度～29年度で21法人32事業所、うち29年度は地域密着型通所介護2事業所に対して実地指導を実施した。県との合同監査は、27年度～29年度で23法人71事業所に対して実施した。また、28年度に地域密着型サービス事業所に対する集団指導を行った。29年度には地域密着型サービス事業所も含めて市内事業所に対して集団指導を実施し、30年度介護報酬改定等の説明や地域密着型サービスの実地指導の結果報告や情報共有を行った。</p>	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21計画達成状況について(平成27年度～平成29年度)

【評価基準】A:達成している(100～80%), B:ある程度達成している(80～50%), C:達成していない(50～0%)

施策の展開方向 4-4		低所得者への配慮			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
<p>(現状) 高齢化の進行による介護ニーズの増大に伴い、高齢者の医療費や介護保険料、介護サービス利用料などの負担が増大していく傾向にあり、大幅な所得の減少のあった方、恒常的な低所得者、災害で損害を被った方に対して、保険料の減免や納付相談を実施している。</p> <p>(課題) 保険料の減免・軽減制度について、今後も周知し、利用の普及に努め、低所得者への配慮を継続していく必要がある。</p>	A 介護保険料の軽減及び減免等の制度周知	135	① 広報紙、パンフレット、出前講座のほか、ホームページ、ケーブルテレビの活用など、多様な方法による高齢者に分かりやすい情報提供に取り組む。	①広報紙で、例年5月に発行している減免・軽減特集臨時号において、各種軽減制度の内容を掲載しているほか、保険料決定通知を送付する際に、減免制度の内容を記載した保険料のリーフレットを同封している。また、保険料の納付相談の際に、減免に該当すると思われる方には、制度の案内をする等、情報提供に努めた。	A
	B 介護保険料の軽減及び減免	135	① 平成27年度からの介護保険法改正に基づき、低所得者(第1段階から第3段階)の軽減強化を実施する。 ② 介護保険法に基づき、災害等による一時的で大幅な所得の減少に対して、介護保険料の減免または猶予を実施する。 ③ 恒常的な低所得者の保険料の減免について、他の軽減制度との均衡を図りながら継続実施する。	①は第1段階のみが対象とされ、その内容に基づき適切に実施した。 ②、③についても該当する方に対して、減免及び納付相談を実施した。	A
	C サービス利用料の軽減	135	① 負担限度額認定による利用者負担の軽減 介護保険施設を利用した際の居住費(滞在費)・食費について、負担限度額を設定し、収入等に応じた軽減を行う。 ② 社会福祉法人による利用者負担の軽減 住民税が世帯非課税であり、特に生計が困難な方を対象に、社会福祉法人が提供するサービスの利用料の軽減を行う。 ③ 高齢者夫婦世帯等の居住費・食費の軽減 住民税が世帯課税の高齢者夫婦世帯において、配偶者がユニット型個室等の施設に入所し、在宅者の生活が困難となる場合に、利用料の軽減を行う。 ④ 旧措置入所者の負担軽減 介護保険法の施行以前から、措置制度により、施設入所されていたかたに、措置制度時の負担水準を超えないよう、利用料の軽減を行う。 ⑤ 境界層措置 介護保険上の利用者負担の軽減をすれば生活保護受給に至らない場合に、より低い基準を適用し、利用料等の軽減を行う。	①8月の更新時には、受給者に対して6月に更新に関する書類を送付し、申請の勧奨を行い周知に努める等、適切に軽減を実施した。 ②～⑤までのサービス利用料軽減の各制度について、利用者からの申請に基づき軽減を実施した。	A
施策の展開方向 4-5		介護保険サービスによる介護給付			
		・居宅サービス			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
<p>(現状) 介護給付では、訪問介護、福祉用具貸与の利用が多くみられ、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導の利用が伸びている。</p> <p>(課題) 医療系サービスの増加傾向に伴い、医療と介護等、関係機関の連携を図る必要がある。</p>	A 医療系サービスとの連携	139	① ケアマネジャーに、研修等を通じて介護サービス内容の周知を行い、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービス等医療系サービスとの連携を図る。	① 定期巡回・随時対応サービス事業所は現在1か所。ケアマネジャーの間にも、サービス内容の周知がされ、サービスを必要とする利用者への適切な利用が広がり、利用者数も安定して推移している。(平成29年度の平均利用者数25.7名)	B
	施策の展開方向 4-5		・施設サービス		
<p>(現状) 高齢者の安心を支えるサービスを提供する、サービス付き高齢者向け住宅を整備したものの、介護老人福祉施設の待機者数が多い。</p> <p>(課題) 施設整備による入所待機者の解消並びに重度の要介護高齢者や認知症高齢者を在宅で支えるための居宅サービスの基盤整備が必要。</p>	A 施設サービスの提供と重度の要介護高齢者等の在宅生活を支えるためのサービス基盤の整備	140	① 施設サービスの提供を継続して行い、介護老人福祉施設や要介護高齢者等の在宅生活を支えるための居宅サービス基盤を整備。	① 施設サービスの提供及び重度の要介護高齢者や認知症高齢者を在宅で支えるための居宅サービスの提供を継続実施するとともに、地域密着型サービスの基盤整備については、介護保険事業計画の目標整備数に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業者決定を行った。また、地域密着型介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護の公募を行った。また、整備予定の有料老人ホームに対し、設置計画を確認し、市からの意見も反映した整備となるよう調整を進めた。	B
	B 施設サービスを中重度要介護者へ重点化	140	① 特別養護老人ホームの中重度要介護者への重点化が適切に実施されるようチェック体制等を構築し、運用。	① 平成27年度より改正された兵庫県介護老人福祉施設・入所コーディネーターマニュアルに基づいた適正な入所判定を実施しているか、各施設に待機者リストを提出させチェックした。	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21計画達成状況について(平成27年度～平成29年度)

【評価基準】A:達成している(100～80%), B:ある程度達成している(80～50%), C:達成していない(50～0%)

施策の展開方向 4-6		地域密着型サービスの充実			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
<p>(現状) 地域密着型サービス事業所の基盤整備を実施している。また、地域密着型サービス事業所の指定及び適正な運営を確保するために「芦屋市地域密着型サービス運営委員会」を定期的に開催しており、市による監査指導も強化している。</p> <p>(課題) 施設サービスの中重度要介護者への重点化に伴い、医療的側面から在宅介護が困難であった高齢者を在宅で支えるためのサービス等地域密着型サービスの基盤整備が必要である。また、継続した監査指導や「地域密着型サービス運営委員会」の開催も継続して実施する必要がある。</p>	A 地域密着型サービスの基盤整備	146	<p>① サービス提供基盤を確保するために、介護サービス事業者の選定基準や介護報酬の設定について検討。</p> <p>② 介護老人福祉施設入所希望者数の増加を踏まえ、地域密着型介護老人福祉施設の基盤整備を行う。</p> <p>③ 在宅生活の支援を強化するために、(介護予防)小規模多機能型居宅介護や日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行なう定期巡回型訪問介護看護サービスの基盤整備を行う。</p> <p>④ 医療ニーズの高い要介護高齢者への支援を充実するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供。</p> <p>⑤ 第6期介護保険事業計画期間内に地域密着型サービスに位置付けられる「地域密着型通所介護」の指定権限の移譲に対応。</p>	<p>①地域密着型サービス運営委員会を定期的に開催し、検討した。</p> <p>②③介護保険事業計画の目標整備数に基づいた基盤整備を進めるため、地域密着型介護老人福祉施設の公募を行った。また、増加する待機者の現状について市内介護老人福祉施設の施設長より聞き取りを行った。</p> <p>④小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、利用者の声を交えた紹介記事を広報あしやに掲載した。また、平成30年度に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を開設予定の事業者と、連携先となり得る市内の訪問看護事業所の繋ぎを行った。</p> <p>⑤28年4月1日付けで15事業所が地域密着型通所介護事業所へ移行した。28年度中新たに芦屋市内で2ヶ所の新規事業所指定を行い、29年度(指定次年度)には当該2ヶ所につき実地指導を行い適切な運営がなされているか確認すると共に、より良いサービスを市民に提供できるよう助言を行った。</p>	B
	B 市営住宅等大規模集約事業の予定地における福祉施設の検討	147	<p>① 平成30年11月を目処に完成予定の市営住宅等大規模集約事業の予定地(高浜町)に地域密着型サービス(定期巡回随時対応型訪問介護看護等)を含めた福祉施設の設置について検討。</p>	<p>①工事着工に向けて、関係機関等と調整を図り事業者と協議を行った。事業者の工事手続に時間を要したため、平成29年10月1日に着工、平成30年12月に開設の予定。並行して各分野別に事業内容の協議を随時行った。</p>	B
	C 地域密着型サービスの適切な運営を図るための方策	147	<p>① 市民や学識経験者等の幅広い意見を取り入れ、地域密着型サービス事業者の指定及び適正な運営を確保するために、定期的に「芦屋市地域密着型サービス運営委員会」を開催。</p> <p>② 質の高いサービス提供を目指して、市による監査指導を強化。</p>	<p>①27年度は3回、28年度は2回、29年度は2回地域密着型サービス運営委員会を開催。新規開設事業所の指定及び事業所への監査・実地指導の報告等を行った。</p> <p>②監査・実地指導を27年度10事業所、28年度10事業所、29年度8事業所に対して実施し、助言・指導を行った。</p>	B
施策の展開方向 4-7		特別給付の実施			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	達成状況及び自己評価	達成割合
<p>(現状) 高齢者本人または介護者の緊急時の対応として、「緊急一時保護事業」を実施。</p> <p>(課題) 市民やケアマネジャーへの事業内容の周知や手続の簡素化、介護サービス事業者等への協力要請に取り組んでいく。</p>	A 緊急一時保護事業の実施	148	<p>① 虐待防止や高齢者の権利擁護の観点から、緊急一時保護事業を特別給付として継続実施。</p> <p>② 緊急時に本事業を速やかに利用できるよう、市民やケアマネジャーへの事業内容の周知、手続きの簡素化を図る。施設を確実に確保できるよう、介護サービス事業者等への協力要請。</p>	<p>①事業所には協力を要請し、緊急の場合には給付できるよう体制を整えている。</p> <p>②提供可能な介護サービス事業所数は7事業所</p>	B